

コーポレート・ガバナンス (1)

琴 浦 諒*

1. はじめに

第5回、第6回と、会社の設立方法について解説してきたが、今回からは、設立した会社（あるいはM&Aにより株式を取得した既存の会社）の運営という観点から、インド会社法上のコーポレート・ガバナンスの概要について、100%子会社のケースと合弁会社のケースの双方を念頭に置きつつ、解説することとする。

なお、現在、インド会社法は、現行法であるCompanies Act, 1956からの全面改正が予定されている。2012年4月末現在、新会社法案（Companies Bill, 2012）は、インドの下院（Lok Sabha）を通過して、上院（Rajya Sabha）にて審議中である。

インドの新会社法は、早ければ今年中には法案として成立する見込みであり、1~2年以内に施行されることが見込まれている。そのため、本シリーズでは、現行法に基づくコーポレート・ガバナンスについて一通り解説した後、新会社法案の現行法からの主な改正内容についても概観することとする。

2. 会社の種類

インド会社法上の有限責任会社（limited company）には、非公開会社（private company）と公開会社（public company）とがある。

非公開会社は、比較的少額の資本金を有し、少数の株主および取締役から成る、比較的緩やかな組織構成および組織運営が認められている会社形

態である。一方、公開会社は、比較的多額の資本金を有し、多数の株主および取締役から成る、厳格な組織構成および組織運営が求められる会社形態である。

非公開会社と公開会社のそれぞれの定義および特徴、ならびに「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社（a private company which is a subsidiary of a company which is not a private company）」に適用される、いわゆるみなし公開会社規制については、第3回で詳細に解説しているため、そちらを参照されたい。

3. 定款

日本の会社法では定款は1つだけであるのに対し、インド会社法は定款をその役割に応じて基本定款（Memorandum of Association）と附属定款（Articles of Association）の2つに分けている。

基本定款は会社の種類、商号、事業目的等の基本的な事項を規定しており、日本では通常商業登記簿謄本に記載される事項を中心に規定されている⁽¹⁾。

附属定款は株主の権利に関する事項や株主総会、取締役会の定足数、決議要件等、会社の運営に関わる事項を規定しており、日本の定款とほぼ同様の機能を有している。

附属定款については、インド会社法の強行規定やインドの公序良俗に反しない限度において定款自治が認められており、特に非公開会社については、附属定款に規定を設けることにより、比較的自由に会社の制度設計を行うことが可能である。

また、合弁会社のケースでは、合弁契約で合意した会社運営に関する事項は、附属定款に規定さ

* ことうら りょう

弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

れない限り、組織法上の効力を有さないため⁽²⁾、日本企業がインド企業と合弁会社を設立する際、合弁契約や株主間契約で合意した会社運営に関する事項について組織法上の拘束力を持たせたい場合には、附属定款に合意内容を反映させる必要がある。

4. 株式の種類

インド会社法上、明文で規定されている株式の種類は、資本株式 (equity share) と優先株式 (preference share) の2種類である。

公開会社が発行できる株式はこの2種類の株式に限定されている。一方、非公開会社 (公開会社の子会社である非公開会社を除く) は、資本株式、優先株式以外の株式を発行することもできるとされているが、実務上、非公開会社において、資本株式、優先株式以外の株式が発行されている例はほとんど見受けられない。

日本企業の子会社では、資本株式のうち、日本法上の普通株式に対応する株式のみを発行する会社がほとんどであるが、合弁会社において議決権調整の必要がある場合、その他特別な必要性がある場合には、資本株式のクラス株式や、優先株式が発行されることもある。

(1) 資本株式 (equity share)

インド会社法上の資本株式は、必ずしも日本法上の普通株式と同一ではない。資本株式の中には、日本法上のいわゆる普通株式に対応する株式が含まれるが、それだけではなく、資本株式の中でクラス (class) を設定し、配当および議決権に関する権利が普通株式と異なる株式 (クラス株式) を発行することも可能である。

ただし、クラス株式間で権利を異ならせることができるのは、通常、配当および議決権に関する権利のみであり、それ以外の権利を異ならせること (たとえば、日本法上の拒否権付株式 (黄金株) や取得条項付株式等に相当する株式を発行することなど) は認められないと解されている。したがって、クラス株式とは、配当と議決権についてのみ普通株式と異なる定めができる資本株式であり、

それ以外については他の普通株式と同じ扱いをすべき株式であるといえる。

なお、会社がクラス株式を発行する場合、インド会社法施行規則⁽³⁾ に定められる一定の条件を満たしている必要がある。

(2) 優先株式 (preference share)

インド会社法上、優先株式とは、当該優先株式につき附属定款上認められた権利についてしか議決権が認められない一方、利益配当や残余財産分配について優先的権利を有する株式のことをいう。

優先株式に議決権が認められる事項は以下のとおりである。なお、下記①から④までの事項について議決権を認めることは、当該株式が優先株式として認められるための要件とされており、したがってこれらについて議決権を認めない優先株式の発行は認められていない。

- ①利益配当
- ②減資
- ③会社の解散
- ④残余財産分配
- ⑤その他附属定款において優先株式の権利として認められた事項

優先株式の最大の特徴は、発行から最長でも20年以内に償還され、または資本株式に転換されなければならないという点である。償還が予定されている優先株式 (preference share) は、redeemable preference shareと呼ばれ、資本株式 (equity share) への転換が予定されている優先株式 (preference share) は、convertible preference shareと呼ばれる。

すなわち、優先株式については、20年を最長として、または定款でそれよりも短い償還 (転換) 期間を定めた場合、その期間に従って償還または転換される必要があることになる。そのため、優先株式を恒久的に保有することはできず、どこかの時点で必ず償還または転換しなければならないということになる⁽⁴⁾。

なお、優先株式は、資本株式全体に対して利益配当や残余財産分配について優先的権利を有して

インド会社法上の株式の種類と特徴

株式の種類		特徴
資本株式	普通株式	日本法上の普通株式に相当
	クラス株式	配当および議決権に関する権利が普通株式と異なる株式
優先株式		<ul style="list-style-type: none"> ・利益配当や残余財産分配について、資本株式に優先する権利を有し、これらの決議について議決権を有する ・発行から最長でも20年以内に償還され、または資本株式に転換されなければならない

いるため、配当優先権を定めた資本株式のクラス株式が発行されていたとしても、当該クラス株式に優先して利益配当や残余財産分配を受けることができる。この場合、当該クラス株式は、優先株式への利益配当、残余財産分配後の残余の利益、財産から、通常の資本株式に優先して利益配当、残余財産分配を受けることができる。

5. 会社の組織・機関

インド会社法上、会社は、通常、以下の組織・機関により構成されている。

- ①株主および株主総会
- ②取締役および取締役会
- ③監査人（日本法上の会計監査人に相当）
- ④監査委員会（日本法上の委員会設置会社における監査委員会に相当）
- ⑤会社秘書役

上記のうち、④については一定の資本金要件（2013年4月末現在、5000万ルピー以上）をみたす公開会社（public company）のみ設置義務を負う。また、⑤については一定の資本金要件（2013年4月末現在、同じく5000万ルピー以上）を満たす公開会社または非公開会社のみ、常勤での設置義務を負う。

上記のほか、附属定款で規定することにより、取締役会の下に任意の委員会（committee）を設けることが可能であり、取締役会の一定の権限を当該委員会に委譲することができる。

インドでは、通常、ある程度規模の大きな会社

は、公開会社、非公開会社を問わず、マネジメント・コミッティー（management committee）やステアリング・コミッティー（steering committee）等の複数の委員会を設置して、取締役会からの権限委譲を行い、経営の専門分化を行っていることが多い。委員会の定足数や決議要件、書面決議の要件等は、附属定款または社内規則により定められ、その内容は、取締役会のものに準じることが通常である。

一般に、適法に権限委譲を受けた委員会で決議された事項については、附属定款上特別な規定がない限り、そのまま取締役会決議と同等の効力を有するものとみなされ、同じ決議事項について再度取締役会決議を経る必要はない。

以下、各組織・機関について、個別に解説する。

(1) 株主（member/shareholder）および株主総会（general meeting of shareholders）

ア 株主の権利

インド会社法上、株主の権利は、会社から利益配当や残余財産の分配その他の利益を受ける権利（いわゆる自益権）、および会社の経営に参画する権利（いわゆる共益権）に大別される。

前者は会社から主として金銭的な利益を受ける権利であり、日本の会社法上の株主の権利と大きな相違はない。一方、後者は会社の運営に関与する権利であり、具体的には株主総会決議や少数株主権の行使という形で実現される。

(ア) 会社から利益を受ける権利

株主は、その保有する株式数に応じて、会社から利益配当を受領する権利を有している。利益配当は原則として年1回であるが、取締役会決議により中間配当を行うことも可能である。また、インド会社法425条以下に基づいて会社の清算が行われる場合で、会社の負債を全て支払った後の残余財産については、保有株式数に応じた残余財産分配が認められている。

インドの法令上、配当を受領した株主が配当について所得税を課税されることはないが、その反面、利益配当を行った会社には、配当行為に対す

る税金として配当税が課税される。

もっとも、利益配当と配当税の支払いは、会社から見れば同じ原資から行われているため、実質的には株主に対する利益配当に課税されているのと相違はない。ただし、納税主体はあくまで会社であって株主ではないため、たとえば株主に減税措置が適用される場合であっても、会社に課される配当税が減額されることはない。

これを日本の親会社（株主）側から見ると、現地法人または合弁会社に課税された配当税は、納税主体があくまで現地法人または合弁会社であることから、親会社側で外国税控除の申請ができず、実質的にインドと日本で二重課税される可能性があることになる。このような税務上の問題もあり、現在のところ、日系企業の現地法人や合弁会社で上がった収益が利益配当の形で日本の株主に還元されることはあまり多くなく、技術ライセンス契約等におけるロイヤリティの支払いにより還元されるか、またはインドへの再投資に回されていることが多いようである。

（イ）会社の経営に参画する権利

株主が会社の経営に参画する方法には、大きく分けて①株主総会での議決権行使、②少数株主権の行使の2つがある。

①については、下記イにて詳述する。②について、インド会社法上、少数株主には、その保有株式割合に応じて以下の少数株主権が認められている。

インド会社法上、行使された場合に会社に対して強い影響を与えうる少数株主権は、全て10%以上の株式保有が行使要件となっているため、株式保有割合が10%を上回るかどうか、会社に対して少数株主権による一定の影響力を及ぼしうるかどうかの分水嶺となるといえる。

10%以上の株式保有を要件とする主な少数株主権としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 臨時株主総会の招集請求権
- ・ 株主総会における投票（poll）の要求（議決権ベースでの決議要求）
- ・ 中央政府への取締役選任請求権

・ 抑圧的行為および不公正な経営に対する内国会社法審判所（National Company Law Tribunal）⁽⁵⁾への救済の申立て

・ 内国会社法審判所による会社の行為の調査請求権

また、10%以上の株式保有を要件としない主な少数株主権としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 定款、株主名簿、株主総会議事録等の情報開示請求権
- ・ 取締役の選任提案権

イ 株主総会

（ア）株主総会の種類

インド会社法上、株主総会には、法定株主総会（statutory meeting）、定時株主総会および臨時株主総会の3種類がある。

法定株主総会は、公開会社のみ、会社成立後6ヶ月以内に開催する必要がある、法定報告と呼ばれる報告において、引受け株式数や取締役の情報等が当初取締役により報告される。

定時株主総会および臨時株主総会は、日本のものとほぼ同様の位置づけであり、前者は原則として年1回かつ前回の定時株主総会から15ヶ月以内に（ただし、最初の定時株主総会は会社設立から18ヶ月以内に）開催され、決算報告や取締役の選任等の決議が行われる。後者は必要に応じて開催され、開催の目的とされた事項が決議される。

（イ）株主総会の招集

いずれの株主総会も、取締役会の決議により召集され、召集通知は原則として開催の21日前までに株主に対して送付される必要がある。ただし、定時株主総会においては議決権を持つ株主全ての同意を得た場合、臨時株主総会においては95%の株主の同意を得た場合には、召集期間を短縮することも可能である。短縮期間に特に制限はなく、前日、場合によっては当日に召集を行うことも可能であると解されている。

召集通知の送付期限である開催21日前よりも前のいずれかの日に、株主総会の基準日が設定され、当該基準日時点での全ての株主に対して召集通知

が送付される。召集通知には、株主総会の開催日時、場所及び議案が記載され、議案によっては議案の内容を説明する文書の添付が必要とされる。

(ウ) 定足数

いずれの株主総会についても、その定足数は、公開会社については5人以上の株主（公開会社の最低株主数は7人）、非公開会社（private company）については2人以上の株主（非公開会社の最低株主数は2人）となる。定款で定足数を加重すること（たとえば、株主全員の出席を要件とするなどは可能であるが、緩和すること（たとえば1人出席すれば成立するとすること）はできないと解されている。

日本の会社法と異なり、原則として、保有する議決権の数ではなく、株主の頭数で定足数が定められていることに注意する必要がある。たとえば、出資比率（保有議決権数）が日本企業側60%、インド側合弁パートナー40%である合弁会社において、株主の人数が日本側2人、インド側5人であれば、定款に定足数の加重規定がない限り、インド側の株主が全員出席するだけで定足数が満たされてしまうことになる。

そのため、特にインドで合弁会社を設立する場合、保有する議決権の数のみならず株主の数にも注意する必要がある、場合によっては、附属定款において、頭数に加えて議決権数を定足数の基準とするなど、定足数の加重を行うことが必要となる。

(エ) 出席

株主総会には、必ずしも株主本人が出席する必要はなく、委任状（proxy）により代理人を出席させることも可能である。ただし、代理人は株主総会において発言や提案等を行うことはできず、議決権を行使できるのみとされている。附属定款に特別の定めがない限り、代理人は必ずしも当該会社の株主である必要はない。

株主が法人の場合、当該法人は、株主総会に出席する代表者（representative）を選任することができる。この代表者は、代理人とは異なり、株主

総会において発言や提案等を行うことができる。したがって、法人株主が、そのインドにおける100%子会社や合弁会社の株主総会において発言したい場合、あらかじめ本社において一定の者を当該法人株主の代表者として選任し、会社側に通知しておく必要がある。

日本の会社法と異なり、インド会社法上、株主総会に出席せずに書面投票で議決権を行使することは原則として認められておらず、議決権を行使したければ株主総会に出席する必要がある。

また、この出席は原則として物理的なものである必要があるが、2011年にビデオ会議による株主総会への出席が認められたことから、2013年4月現在では、一定の要件の下、ビデオ会議方式により株主総会に出席することが可能となっている。ただし、電話会議方式は認められていないため、注意が必要である。

また、同じく日本の会社法と異なり、インド会社法上は、株主総会の書面決議は認められていない（なお、取締役会については、次回以降に解説するとおり、一定の要件の下での書面決議が認められている）。(次号に続く)

[注]

- (1) インドには日本のような商業登記制度が無い反面、登記された会社の基本定款は誰でも閲覧可能であるため、会社の基本情報を公示する書面として、基本定款が日本の商業登記簿に類似した役割を果たしている。
- (2) たとえば、合弁契約上の合意に違反して取締役の選任が行われた場合、附属定款に合意された選任方法が規定されていれば、当該選任自体がインド会社法上無効となるが、規定されていなければ契約違反の問題のみが生じることとなる。
- (3) インド会社法には多くの施行規則があるが、会社がクラス株式を発行する場合の条件については規定しているのは、The Companies (Issue of Share Capital with Differential Voting Rights) Rules, 2001 である。
- (4) インド会社法上、優先株式は、必ず一定期間内に償還または資本株式に転換されるため、その法的性質は、資本株式への転換条項のある社債（convertible bond）と類似する部分がある。
- (5) 内国会社法審判所は、2013年4月現在、まだ組織されておらず、会社法委員会（Company Law Board）が会社法に関する裁定機関の役割を担っている。